

川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会公印規則（昭和37年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

削除	4	削除			
川崎市教育委員会教育長印	5	同	同	同	同

」

を

「

川崎市教育委員会教育長印	4	同	方30	ほう賞 及び表 彰用	同
	5	同	方21	一般公 文書用	同

」

に改める。

別表第2中

「

4

削除

」

を

「

4

川崎市教
育委員会
教育長印

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

ほう賞及び表彰用の川崎市教育委員会教育長印を新調するため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市教育委員会公印規則 昭和37年7月24日教委規則第6号 (第1条～附則 略) 別表第1 (第3条関係)						○川崎市教育委員会公印規則 昭和37年7月24日教委規則第6号 (第1条～附則 略) 別表第1 (第3条関係)					
公印の名称	ひな型 番号	書体	寸法ミ リメー トル	用途	保管者	公印の名称	ひな型 番号	書体	寸法ミ リメー トル	用途	保管者
(略)						(略)					
削除	3	削除				削除	3	削除			
<u>川崎市教育委員会教 育長印</u>	<u>4</u>	<u>同</u>	<u>方30</u>	<u>ほう賞 及び表 彰用</u>	<u>同</u>	<u>削除</u>	<u>4</u>	<u>削除</u>			
	5	同	<u>方21</u>	<u>一般公 文書用</u>	同	<u>川崎市教育委員会教 育長印</u>	5	同	<u>同</u>	<u>同</u>	同
(略)						(略)					
別表第2 (第3条関係) (1～3 略)						別表第2 (第3条関係) (1～3 略)					
4		5		6		4		5		6	
<u>川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印</u>		川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印		川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 印		<u>削 除</u>		川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印		川 崎 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 印	
(以下 略)						(以下 略)					